

**原子力安全・保安院要請文書に基づく対応について
(浜岡原子力発電所における航空機落下確率の再評価結果の提出について)**

平成 21 年 10 月 30 日

当社は、平成21年6月30日に原子力安全・保安院から発出された要請文書「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の再評価について」(平成21・06・25原院第1号)[※]に基づき、同院が改正した「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について(内規)」(以下「評価内規」という)に従い、新しいデータを用いて浜岡原子力発電所における航空機落下確率の評価を行い、本日、同院にその評価結果を提出しました。

【浜岡原子力発電所における航空機落下確率の再評価結果】

各号機の評価結果は下表のとおりです。

設計上考慮するか否かの判断基準である 10^{-7} (回/炉・年)を超えていないことから、同評価基準を満足することを確認しました。

		評価値(回/炉・年)
浜岡原子力発電所	1号機	約 3.8×10^{-8}
	2号機	約 3.8×10^{-8}
	3号機	約 3.8×10^{-8}
	4号機	約 3.8×10^{-8}
	5号機	約 3.8×10^{-8}

<これまでにお知らせした内容>

当社は、原子力安全・保安院の要請に基づき、同院が制定した評価内規に従って浜岡原子力発電所における航空機落下確率の評価を行い、平成14年9月30日、同院にその評価結果を提出しました。評価結果は各号機それぞれ約 3.6×10^{-8} (回/炉・年)でした。

([平成14年9月30日お知らせ済み](#))

※ 民間航空機の広域航法経路の本格的な運用により評価内規が改正されたことから、原子力安全・保安院が、原子炉設置者に対し、改正後の評価内規に従った評価を実施し、その結果を平成21年10月31日までに同院に報告することを求めました。

<用語解説>

- ・ 広域航法経路とは、GPS(全地球測位システム)や地上施設からの電波により、飛行機の位置を測定し、目的地へ向かって直線的に飛行する航法のことです。従来は、出発地から目的地までの間に設置された幾つかの地上施設から電波を受け、その地上施設に向かい、ジグザグに飛行しながら目的地へ向かう航法でした。

以 上